

官報
號外

昭和五十九年五月十五日

○第一百一回 衆議院會議錄 第二十五号

昭和十九年五月十五日(少陽)

議事日程 第二十二号

第一回 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
武部文君の故議員島田安夫君に対する追悼演説
日程第一 昭和四十二年度以後における地方公務員等其組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○武部文君 ただいま議長から御報告のありまし
たとおり、本院議員島田安夫先生は、さきの總選
挙後、体の不調を訴えられ、入院療養中であり、
その後快方に向かわれ、暖かくなれば退院できる
と聞いておりましたのに、去る四月十一日、御病
状にわかつに悪化し、東京医科大学病院において逝
去されました。病名は急性腎不全、享年六十四歳で
ありました。まことに痛惜の念にたえません。

昭和五十九年五月十五日 衆議院会議録第二十五号 議員島田安夫君逝去につき弔詞贈呈の報告

故議員島田安夫君に対する追悼演説

島田さんは、昨年十二月、第三十七回総選舉において、見事最高点で再選を果たされました。その日の島田さんの満面さわやかなお喜びの様子は、ついきのうのことのようですし、また、この国会召集日の前日、上京の際一緒にになり、「御苦労さんでした、お互にしぃかりやりましょう」とかたい握手をしたことを思うとき、ひとしお人の世のはかなさを感じずにはおられません。私はここに、議員各位の御同意を得まして、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を述べたいと存じます。(拍手)

島田さんは、大正九年、鳥取県東伯郡浅津村の農家に生まれられ、昭和八年、浅津高等小学校を卒業の後、向学の念やみがたく、大阪に出て、吉沢法律研修学館に学ばれた後、郷里に戻られ、農業に従事されておりました。

昭和十六年、二十一歳で鳥取歩兵第四十連隊に入隊され、そのわずか十ヵ月後には太平洋戦争が起となり、島田さんの所属部隊も南方方面に派遣されたのであります。島田さんは、フィリピンに数々の激戦地ルソン島パラテ岬の戦いで胸部盲管銃創の重傷を受けながら、千人に十六人生き残ったなど、いふその一人として九死に一生を得て、昭和二十一年一月、復員されたのであります。そのため、郷里において三年半に及ぶ療養生活を余儀なくされました。悲惨な戦争を再び起こしてはならぬい、日本国民の血と汗とで手を入れた平和を守り抜くために、自分は何をなすべきかと懸命に思索されたのであります。

その結果、世の中には、自分のように困っている人がたくさんいるはずだ、身体障害者という十字架を背負った人々や老人、子供あるいは零細な農民、漁民、中小企業者、これらの弱い立場にある人々の幸せなくして、どうして平和国家を標榜することができようか、このような人々の代弁者となつて働くことこそ、自分の使命ではないかとの想いが島田さんの体じゅうに満ちあふれています。

やがて、病いえた島田さんは、みずから信念を具現すべく、政治の道に進まれることを決意されたのでありました。昭和二十六年四月、三十一歳で浅津村会議員になられた島田さんは、直ちに村会議長に選任され、浅津村が羽合町になってからも、羽合町会議長として新しい町づくりのために献身されました。

さらに、昭和三十四年四月には、鳥取県会議員に当選され、以来昭和四十七年十月まで、四期十四年の長きにわたって県政の推進に努力され、昭和三十九年には、県会議長の要職に就任されたのです。島田さんは、公平かつ円滑な議会運営をモットーに平穏な議事の運営を実行し、定期開会の励行による会議時間の厳守、さらに、県議会の開会されない月にも、必要に応じての常任委員会の開会等、議会のタイムマリーな活動と能率的な運営に尽力され、ますます与野党の信望を集め、地方政界の重鎮として名声を高められたのであります。

また、この間、島田さんは、地方制度調査会委員及び全国都道府県議長会副会長として、地方交付税率の引き上げ問題に力を尽くされ、昭和四十一年に三三二%の現行交付税率の実現を見るに至りました。

昭和四十七年十二月、第三十三回総選挙が挙行されるや、農林漁業の安定と弱い立場の人々の幸せのため、真に豊かな国民生活と地域社会の充実を実現すべく、勇躍立候補され、鳥取県民の熱烈なる支持を得て見事当選の栄冠をかち取られ、国政の舞台へと飛躍されたのであります。(拍手)

本院に議席を得られた島田さんは、地方行政、農林水産、災害対策の各委員会の委員、理事として、熱心に国政の審議に当たられ、そのまじめな態度とすぐれた識見は、党派を超えて同僚議員から厚い信望を集めておられたのも、けだし当然と申せましょう。(拍手)

くの感を与えるものでありました。地方自治確立のために、地方議会における多年の経験と豊富な知識を駆使して議案の審査に当たり、地方公営企業の財政難を訴えて國のより一層の助成を求める、農地に宅地並み課税をすることは弱い農民を苦しめるものであると強調され、さらに、難聴者の自動車免許証の取得に便宜を図ること等を中心訴えられたのであります。

第七十五回国会の昭和五十年二月二十七日、この壇上において島田さんは、地方税法改正案等につき自由民主党を代表し質疑を行い、地方自治の確立、社会福祉特別税の創設、地方交付税の充実と交付税率の引き上げ等、地方振興の諸施策について力強い所信を述べられるとともに、多年培われた政策論を披露され、鋭い切れ味をもつて時総理に迫られたのであります。

また、とりわけ、島田さんの農林水産委員としての御活躍には目覚ましいものがありました。東郷湖に近い農村に生まれ、農業問題、特に内水面漁業問題に精通しておられた島田さんは、機会あることに、農林漁業が安定してこそ一国の平和と安泰があることを主張し、これら農漁民に対し国は積極的に手を差し伸べるべきであると強調されました。

第七十八回国会開会中の昭和五十一年、台風十七号により我が國農業は甚大な被害を受けましたが、島田さんは災害対策特別委員会の理事として、被災者の救済と被害再発防止を盛り込んだ災害対策に係る緊急措置に関する決議案の提出者となり、本会議での成立に貢献されたのであります。

島田さんは、中央政界の多端な激務に当たられる一方、全国水面漁業協同組合連合会会长、日本傷痍軍人会副会長、鳥取県農業会議会長、県身体障害者福祉協会会长等の要職に当たられ、郷土发展のために終生骨身を惜しまず奔走されたのであります。また、御自身の体に戦争の深い傷跡を持つておられた島田さんは、身体障害者の福祉活

動でも多くの功績を残されました。福祉手当の問題について、當時の厚生大臣をして、鳥取県からえらいのが出てきた、うんと言うまでも動かぬと嘆かせた話は、関係者の間で今なお語りぐさとなっています。(拍手)

余、文字どおり臥薪嘗胆の日々を過ごされたのであります。さきの総選挙においては、まさに政治生命のすべてをかけて選挙戦に臨み、ついに鳥取県における総選挙史上最高得票のトップ当選で本院への復帰を果たされたのであります。(拍手)

島田さんは、百八十センチを超える偉丈夫で、豪放らしく人柄である反面、非常に情義に厚い人情味のある方であります。また、事に当たるに果敢、その実行力はバイタリティーに富み、人に頼まれれば、いかに困難なことでも実現に向け渾身の力を發揮する人であります。島田さんが好んだ「断じて行えば鬼神もこれを避け」という言葉に、信念に忠実な島田さんのお人柄がしおばれてなりません。

島田さんが徒手空拳で切り開かれた村議会から国会までの三十有余年にわたる政治経歴は、波乱に満ちた風雲児さながらのものであります。

島田さんは、本院に在職すること四年六ヶ月、

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに財政及び金融委員長商工委員長公職選挙法改正に関する調査特別委員長等の要職にあられた正三位勲一等早稻田柳右エ門君の長逝を哀悼し、つゝしんで弔詞をささげます。

○議長(福永健司君) 御報告いたすことあります。永年在職議員として表彰された元議員早稻田柳右エ門君は、去る四月十五日逝去せられました。同君に対する弔詞は、議長において去る五月八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに財政及び金融委員長商工委員長公職選挙法改正に関する調査特別委員長等の要職にあられた正三位勲一等早稻田柳右エ門君の長逝を哀悼し、つゝしんで弔詞をささげます。

○議長(福永健司君) 日程第一、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

まず、本案の概要について申し上げます。第一は、地方公務員共済組合制度について、恩給等における措置を参考し、地方公務員等共済組合法に基づく退職年金等について、その年金の額の算定の基礎となった給料を昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、同法の施行日前の期間に係る年金額については昭和五十九年三月分以後、同法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、それぞれ平均約2%引き上げるとともに、恩給における最低保障額の改善に伴い、長期在職者等に係る退職年金及び公務による障害年金並びに公務による障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずることとしております。

第二は、地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行ふこととしております。

以上が本案の概要ですが、本案は、三月二十一年日本議員会に付託され、四月二十四日田川自治大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十日司君より、施行期日に関する修正案が提出され、その趣旨説明を聽取いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもつ

治生活を内にあって支えてこられた奥様を初め御遺族の御胸中を思うとき、何ともお慰め申し上げる言葉もございません。

ここに、見事な返り咲きからわずか四ヶ月、桜の花を待たずして逝かれたありし日の島田先生のお人柄をしのび、その御功績をたたえ、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。

〔大石千八君登壇〕

○大石千八君登壇

ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

まず、本案の概要について申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度について、恩給等における措置を参考し、地方公務員等共済組合法に基づく退職年金等について、その年金の額の算定の基礎となった給料を昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、同法の施行日前の期間に係る年金額については昭和五十九年三月分以後、同法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、それぞれ平均約2%引き上げるとともに、恩給における最低保障額の改善に伴い、長期在職者等に係る退職年金及び公務による障害年金並びに公務による障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずることとしております。

ついて、地方公務員共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行ふこととしております。

以上が本案の概要ですが、本案は、三月二十一年日本議員会に付託され、四月二十四日田川

自治大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十日司君より、施行期日に関する修正案が提出され、

その趣旨説明を聽取いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、修正案及び

修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもつ

一 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間の退職に係る年金当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつてあるかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金（第四項又は第五項の規定の適用を受ける年のを除く。）で昭和五十九年三月三十一日に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

（二）昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金額の算定の基礎となつてあるかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

（三）昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金額の算定の基礎となつてあるかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

—

上欄に掲げる給料年額の、いずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(給料調整適用者に係るものを除く。) 当該年

2

るかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて
得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲
げる金額を加えて得た額（その加えて得た
額が五百二十八万円を超える場合には、五
百二十八万円）

第一項の規定は地方公共団体の長等の退職
年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以
前の退職に係る年金（次項の規定の適用を受
けるものを除く。）で昭和五十九年二月二十九
日において現に支給されているものについて、そ
れぞれ準用する。この場合においては、第一
項の規定は当該年金で同年三月三十一日に
おいて現に支給されているものについて、そ
れぞれ準用する。

〔退職時の給料年額〕と読み替えるものとする。

第十条の七の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における通算退職年金及び
通算遺族年金の額の改定)

第十条の八 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く)。第四項において「昭和五十八年三月三十一日以前の通算退職年金」というのうち、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されている通算退職年金については、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二十四円 二 通算退職年金の仮定給 はハに掲げる当該通算退 じそれぞれイ、ロ又はハ

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十六年三月三十一日以前の退職

者に係るもの

これらの通算退職年金に係る前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

第二項中「義務教育費國庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)第二条に規定する義務教育諸学校」とあるのは、「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設」をとあるのは「公立学校(学校給食法(昭和十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設を含む。)」と、第三十八条の八第五項及び附則第十四条の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは「義務教育諸学校(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)」に改める。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第六百五十三号)の一部を次のように改正する。
第三条の三第一項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第三十五号)」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)」に改める。
第十四条の二中「七十九万二百円」を「八十万六千八百円」に改める。
第四十一条第一項中「百三十二万円」を「百三十七万円」に改め、同条第二項中「百三十二万円」を「百三十七万円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千百円」に改める。
第二十九条の二第一項第一号中「七十九万二千七百円」を「八十万六千八百円」に改め、同条第二項中「百三十二万円」を「百三十七万四千円」に改め、同項第三項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に改める。
第一百三十二条の十八中「七十九万二百円」を「八十万六千八百円」に改める。
第一百三十二条の二十六第一項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千百円」に改める。
別表第一中「二、五八六、四〇〇円」を「三、六九一、四〇〇円」に、「二、四三〇、四〇〇

四円」を「一、五〇六、四〇〇円」に、「一、六八六、四〇〇円」を「一、七四一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万一千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の三の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」という。)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第一百三十二条の十八、第一百三十二条の二十六第一項及び別表第一の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第一百四十四条第三項及び第一百四十四条の十一第四項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 改正後の施行法第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第一百三十二条の十八、第一百三十二条の二十六第一項及び別表第二の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

2 昭和五十九年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第

二の規定を適用する場合には、同年三月分から同年七月分までの年金については、同一条第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、同一条第二項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百一十七万四千円」とあるのは「百二十五万円」と、同表中「三」六九一、四〇〇円とあるのは「三」六六一、四〇〇円」と、「一」五〇六、四〇〇円とあるのは「一」四八一、四〇〇円と、「一」七四一、四〇〇円とあるのは「一」七二一、四〇〇円とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容を参照してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員共済組合の年金の額につき、恩給法等の改正内容を参照してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項

1 既裁定年金の年金額の引上げ
恩給等における改正措置を参照し、地方

公務員等共済組合法(以下「本法」という。)に基づく年金について、その年金の額の算定の基礎となつた給料を昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、本法の施行日前の期間に係る年金額については昭和五十九年三月分以後、本法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、それぞれ引き上げることとする。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

(1) 普通恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び公務によらない障害年金の最低保障額を引き上げることとする。

(2) 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとする。

3 その他

(1) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げることとする。

(2) 全国市町村職員共済組合連合会の行う短期給付に係る財政調整事業の対象に、都市職員共済組合の短期給付に係る事業を加えることとする。

(3) 地方団体関係団体の職員の年金制度に関する事項

地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度における前記(1)の1、2の(1)及び3の(1)に準ずる措置を講ずることとすること。

(4) 地方議会議員の年金制度の改正に関する事項

地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行うこととする」と。

(4) 施行期日等

1 前記の改正は、昭和五十九年四月一日から

昭和五十九年五月十五日 衆議院会議録第二十五号

昭和四十二年
同報告書

八四

ら施行することとする。ただし、前記(一)の③の②の改正は、昭和六十年四月一日から施行することとする。

二 証案の修正論決理由

恩給等における改正措置を参照し、地方公務員共済組合の年金の額を引き上げるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和五十九年五月十日

衆議院議長 福永 健司殿 地方行政委員長
〔別紙〕 大石 手

(施行期日等)
附則

昭和五十九年四月一日から
（公布の日）

施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の三の改正規定は、昭和六年四月一日から施行する。

第二章 第二節 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法

条において「改正後の法」という。第一百四十二条第三項及び第四百四十二条の十一第四項の規定は昭和五十九年四月一日から、十四条の十一の規定は昭和五十九年四月一日から、共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則)

第三条において「改正後の施行法」という。)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第一百三十二条の十八、第一百三十二条の二十

六第一項及び別表第二の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第一条 第二条の規定による改正後の地方公務員法

明治二十五年三月三十一日

衆議院會議錄第二十一號中正譯

正誤讀いて聞いて
等項者未終二十六廿九

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

一定
一
○
一部